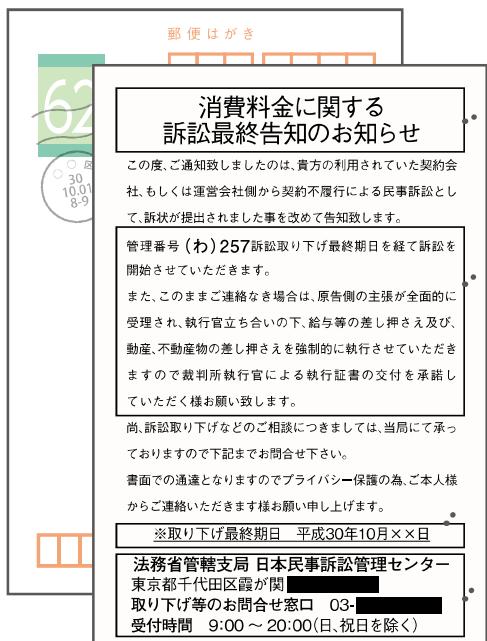


架空請求の被害が急増中

身に覚えのないハガキにご注意を

ある日… 「法務省」などと書かれ、「料金未払いがあり、連絡しないと強制執行する」というハガキが届いた。

府内での架空請求に関する相談数
平成29年度に
1,272件!
(そのうち55.7%が
高齢者の相談)
※平成28年度の約**63倍**



ハガキの内容は、架空請求対策パッケージ(平成30年7月22日消費者政策会議決定)を基に作成。

だまされた!

電話で言われるがまま「取り下げ料」として10万円を支払ってしまった。

心当たりがあってもなくても、絶対に連絡しない！

▶決して相手に連絡せず、無視するようにしましょう。

支払った後にだまされたと気付いても、相手と連絡が取れないことが多く、被害回復が困難です。連絡をしてしまうと、個人情報を聞き出され、その情報を基にさらに金銭を要求される可能性があります。また、差し押さえの正式な通知は裁判所から、ハガキではなく「特別送達」(郵便物の特殊扱いの一つ)で送られてきます。

消費者庁ウェブサイトも参考にしてください。

HP それ、詐欺かもしれません！ 消費者庁

検索

・被害に遭わないとための「あいうえお」・

知らない人が訪ねてきたり、電話がかかってきたら、消費者トラブルに遭わないとための「あいうえお」を思い出してください。

- あ** あけない、出ない
- い** いりませんは、はっきりと
- う** うまい話は要注意
- え** えんりょなく周りに相談
- お** おかしいと思ったら、すぐに相談

連絡しなくてもよいか不安なとき・
おかしいなと思ったときは？



消費生活相談窓口

にご相談ください！

消費者ホットライン

い や や !

1 8 8 番

(局番なし)

消費者教育推進大使
大阪府広報担当副知事
もずやん

(お住まいの市町村等の消費生活
相談窓口をご案内します)

災害に関連した消費者トラブル

落ち着いて、家族や周囲の人・消費生活センター等に相談しましょう

突然、訪問してきた業者が、「地震で屋根瓦が落ちているのですぐに修理をしないと危ない」と何度も言うので、不安になって契約をした。内容を詳しく説明せずに工事をして、高額な請求をされた。



暴風雨の後、壊れた家屋を「全て火災保険の保険金で修理できる」と修理業者に言われたが、信用してよいか分からぬ。

火災保険の契約内容によるので、修理業者の言葉をうのみにせず、まずは保険契約書の内容を確認して、保険会社に問い合わせましょう。その上で、工事を依頼するかどうかを慎重に検討しましょう。

※暴風雨が原因で屋根が壊れた場合でも、契約内容によって火災保険で補償してもらえることがあります。



強引に勧誘されても、急いで契約をしないようにしましょう。落ち着いて工事の内容や金額を確認し、周りの人に相談したり、複数の業者から見積もりを取りましょう。

もし契約してしまっても、特定商取引法(※)の訪問販売に該当する場合は、契約書面をもらってから8日以内はクーリング・オフができます。

また、勧説の仕方などによっては、クーリング・オフの期間が過ぎても、契約を取り消すことができることがあります。できるだけ早く、消費生活センター等に相談しましょう。

(※)「特定商取引に関する法律」

●●災害支援センター職員を名乗り、義援金を集めていると訪問してきた。信用していいだろうか。



義援金を行政機関が来訪や電話で集めることはあります。不審な話には応じないようにしましょう。義援金など寄付をする場合は、募集している団体等の活動や使い道をよく確認し、納得した上で行ってください。指定された振込先が、本当にその団体の正規の口座かを確認することも大事です。

その他、災害に関する相談例とアドバイスは、消費者庁ウェブサイトも参考にしてください！

HP 消費者庁 災害関連情報 検索 [URL] <http://www.caa.go.jp/disaster/>



高齢者の見守り

本人は被害に遭っていることに気が付かなかったり、相談することをためらったりすることがあります。トラブルを未然に防止するためには、家族や周囲の方の見守りが大切です。次の見守りポイントを参考に、身近な消費者被害を防止しましょう。

見守りのポイント

- 見慣れない人が出入りしている
- 新たにリフォームした跡がある
- 見慣れない段ボールなどが積まれている
- 金銭に困っている様子がある
- 生活用品などが新しいものに変わっている(浄水器、布団など)
- 金融関連のパンフレットや送付物が置いてある

悪質業者から身を守るために

お断りステッカーを貼りましょう

お断りステッカーを玄関付近の訪問者から見える場所に貼りましょう。悪質な事業者の強引な勧説をけん制できます。必要な方は、お住まいの市町村の消費生活相談窓口、または大阪府消費生活センターにお問い合わせください。

問 府消費生活センター

☎ 06(6612)7500

